

地域自立支援協議会 会議要録

会議名:令和 6 年度第 2 回白井市地域自立支援協議会全体会(差別解消協議会含む)

日 時:令和 6 年 9 月 26 日(木)

場 所:団体活動室1・2

出席者:林会長、鈴木(一)副会長、実松委員、石川委員、東坂委員、橋本委員、高橋委員、野路委員、吉田委員、
藤井委員、小林委員、村松委員、久松委員、秋本委員、松島委員(15 名)(以下、敬称略)、
事務局 石田課長、工藤、秋濱、伊藤
(障害者計画コンサルタント) 株式会社 地域計画連合 相羽、青柳

協力者:佐野氏

欠席者:飯ヶ谷委員、大網委員、高木委員、染谷委員、山崎委員、横尾委員

傍聴者:7 名

資 料:会議次第

- | | |
|------|--|
| 資料 1 | 合理的配慮の義務化と最近の差別相談の状況について(HP 掲載省略) |
| 資料 2 | 白井市障害者計画 2016-2025 中間見直し版 結果概要(令和 5 年度)(HP 掲載一部)
白井市第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の進捗状況 |
| 資料 3 | 白井市障害者計画の策定に係る方針 他 |

議 題:

- (1) 差別解消協議会(権利擁護部会)
- (2) 障害者計画等の令和 5 年度進行管理について
- (3) 次期白井市障害者計画の策定方針について
- (4) その他 報告事項
 - ・地域自立支援協議会主催の研修会について 経過報告
 - ・基幹相談支援センターの設置について

内 容:

【白井市地域自立支援協議会会議 会長挨拶】

林会長:令和 6 年報酬改定に伴い就労継続支援 A 型の閉所や就労継続支援 B 型への変更が千葉県でも全国でも多くある。また、放デイ、児発も廃業や事業譲渡がかなり聞かれる。20 年前に通所厚生施設に勤めていた頃は、意思決定支援や合理的配慮などの概念がなかった。この 20 年で事業所は、記録すべき書類などがかなり増え現場では大変なことも多いと思う。日本にいとあまり気づかないが外国では権利擁護は当たり前の考え。事務が増えてしまったというよりは、本来当然必要なものだったということで対応していく必要がある。今回扱う内容の差別解消や合理的配慮は大事な内容となる。

議題(1)差別解消協議会(権利擁護部会)

協力者 印旛健康福祉センター 広域専門指導員 佐野氏より、合理的配慮の義務化と最近の差別相談の状況について説明。

久松:利用者の保護者の立場。合理的配慮という言葉はよく聞く。最終的には対話が大事だと思いつつ、利用者側としては、どこまで言ってもいいのかと慎重になるところがある。過剰な要求にならないようにどうすればいいかと思った。

佐野:建設的な対話といっても確かに難しい。ただし、事業者側も利用者側の考えを知りたいと思っている場合が多い。障がい等関係なくクレマーのような人はいてそれは良くないが、障がい故の必要な配慮はお願いしてみてもよいと思う。こじれてしまった場合に広域専門員などの第三者が入ることで良いことが多い。

村松:障がい者の腕章を職場でつけていた件。ヘルプマークをつけるケースもあると思う。また、腕章でも本人がつけたいという場合はつけてよいという解釈でよいのではないかとも思う。

佐野:本人や家族が良いと言っている、私は良くないという考え。本人の希望でヘルプマークをつける、ヘルプカードを所持して声をかけられたときに本人から提示する、店に「障がいのある人が働いています」というポスターを張るなどの対策の仕方もある。

議題(2)

鈴木:資料の送付が直前だったため資料の読み込みができていない。質問や意見を出す時間がない。もしよかったらもう少しきちんと見たい。ここで承認となるのか。

事務局:障害者計画等の進行管理は、今回の協議会での承認のみではない。今日の会議では現時点で承諾をはかりたいが、会議後でも、メール等で御意見はお聞かせ願いたい。

橋本:移動支援について。以前、白井市の場合、放デイが少ないことで預かり的に移動支援を利用しているとの説明があったと思われる。令和5年度が54名に減っている理由はわかるか。放デイなどが充足してきたと解釈してよいか。

事務局:放デイの利用者は増えている。サービスの利用という意味では希望が叶ってきていると思われる。

野路:医療的ケア児コーディネーターが設置されたことは良いこと。どのような役割か。また、主に重症心身を受け入れる施設は、市によって人数の問題もあると思うがどのような方針か。

事務局:医療的ケア児コーディネーターは、学校入学の際に通学で行うか、事業所で授業を行うかなどの調整を実施していた。重症心身の施設は、確認できている市内の重症心身障がい児の数が一桁台であることから、運営は厳しいと思われる。

事務局:追加。医療的ケア児コーディネーターは、こども発達センターに1名配置。医療的ケア児の把握をして、人工呼吸器の障がい児のリスト化などを実施。また、個別訪問も行った。R7.4からは基幹相談支援センターにも配置し、2か所でコーディネーター機能を持つことになる。重症心身の施設については、R5は0か所。R6-R8の障害福祉計画では市の規模感から、圏域一か所と目標設定を変更している。

小林:自身の家族の経験から、なるべく市内で、事業所の一部で受け入れていただければと思う。

事務局:「主に」重症心身障がいを受け入れる施設というと、市内での設置は難しいと考えている。今も実際に医療的ケアの人を受け入れてくださっている施設は市内にある。

小林:既に圏域で設置を調整しているのか。

事務局:進んでいない。

林会長:「主に」という事業所と、「主に」ではない事業所がある。「主に」ではなくても、同じような報酬がつくようにはなっている。どちらかというと、「主に」ではなくても医ケアを受け入れてくれる事業所を市内に増やし

ていく必要がある。障害福祉計画は、指針として「主に」で載せなくてはならないということで、圏域としたのではなかったか。

事務局：おっしゃる通り、障害福祉計画は項目が国で定められており、策定委員会で「主に」受け入れる施設を市内に１か所作ることは厳しいという意見をいただいた。

小林：なるべく近くで受け入れていくように市も考えてほしい。

事務局：身近で通所できることが大事であるということ、承知した。

林会長：字句訂正。市障害者支援センター→地域活動支援センター

事務局：修正する。

林会長：移動支援の実績が減っているということだが、白井市の場合、報酬がかなり前から変更がなく、平均賃金を下回っている。報酬の改定があれば、事業所としても参入していきやすさがある。

事務局：近隣等の状況を確認し検討する。

鈴木：「市福祉作業所」の記載があるが、これは固有名詞か。

事務局：神々廻にある福祉センター内のみのりを指す。指定管理で実施しているため、個別に記載している。

小林：移動支援が減ったことについて。若い保護者に聞いたところ、移動支援を知らなかった。周知啓発が大事。

事務局：周知が大事とのこと、承知した。

→承認多数。

議題(3) その他 報告事項

- ・地域自立支援協議会主催の研修会について 経過報告
- ・基幹相談支援センターの設置について
- ・手をつなぐ育成会が実施する研修会について

以上